

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [精神障害労災実務③](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

精神障害労災実務③

たとえば、うつ病が労災認定されたら、①療養補償給付、②休業補償給付、③傷病補償年金の3種類の給付金を受けられる可能性がある。

(1) 療養補償給付

労働者が業務が原因でうつ病になって療養を必要とするとき、療養補償給付が支給される。

療養補償給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」がある。

「療養の給付」は、労災病院や指定医療機関・薬局などで、無料で治療や薬剤の支給を受けられる現物給付だ。

「療養の費用の支給」とは、近くに指定医療機関がないなどの理由で指定医療機関で療養を受けた場合に、療養にかかった費用を支給することで、現金給付である。

給付の対象となる療養の範囲や期間は同じで、給付には、治療費、入院費、移送費など通常療養のために必要なものが含まれ、症状が「治癒」するまで行われる。

なお、ここにいう「治癒」とは症状固定を指し、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなった状態を指す。

(2) 休業補償給付

労働者が業務が原因でうつ病になり療養のため労働することが出来ず、そのために賃金を受けていないとき、その第4日目から休業補償給付と休業特別支給金を受けられることができる。

支給額は、次のように計算する。

休業補償給付：給付基礎日額の60% × 休業日数

休業特別支給金：給付基礎日額の20% × 休業日数

休業の初日から第3日目までの間は、事業主が休業補償をしなければならず、1日につき平均賃金の60%が支払われる。

(3) 傷病補償年金

業務が原因となったうつ病の療養開始後1年6か月を経過した日またはその日以後、①うつ病が治っておらず、②うつ病による障害の程度が傷病等級表の等級に該当する場合、傷病補償年金を受給することができる。

うつ病が傷病等級に該当するためには、うつ病により「常に介護を要する」状態であること（1級）、「随時介護を要する」状態であること（2級）、「常に労務に服することができない」状態であること（3級）が必要だ。

支給額は次のように計算する。

第1級：傷病補償年金は給付基礎日額の313日分、傷病特別支給金は114万円

第2級：傷病補償年金は給付基礎日額の277日分、傷病特別支給金は107万円

第3級：傷病補償年金は給付基礎日額の245日分、傷病特別支給金は100万円

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

